

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団職員が行った不正行為 の経過及び対応について

1 趣旨

平成 22 年 5 月 18 日に公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」）が記者発表を行いました、財団職員による不正行為について、その後の経過と財団所管局としての対応について報告します。

2 不正行為及びその後の経過

(1) 不正行為の概要

平成 21 年 10 月 10 日（土）、11 日（日）に開催された『横濱ジャズプロムナード 2009』（主催：実行委員会 委員長：西丸與一）に係る経費のうち、12,299,761 円を同実行委員会の事務局を担当していた財団職員が私的に流用したものです。

財団は、当該職員を 5 月 18 日付けで懲戒免職とし、同時に 4 名の管理監督者についても懲戒減給処分を行いました。

(2) きっかけ及び原因

当該職員は、個人的な債務の返済に追われる中で、同事業の経費を私的に流用しました。さらに、本来であれば別々に管理する通帳と印鑑を一緒に保管し、担当者が一人で使用できる状態であったこと、また、管理監督者が事業の進捗よく状況や収支状況の確認を怠り、不適切な状況を見逃すなど、その責任を果たしていなかったことが原因です。

(3) その後の経過

当該職員から、5 月 17 日に 5,000,000 円、5 月 21 日に残額の弁済があり、私的流用の全額が既に実行委員会に返納されています。

3 財団所管局としての対応

(1) 横浜市芸術文化振興財団に対する業務改善勧告

5 月 18 日に財団理事長（澄川喜一）あて、業務改善勧告を行いました。

【業務改善勧告の内容】

- 1 財団で行う経理関係事務の総点検を行い、必要な改善を行うこと。
- 2 財団としての適切な内部統制実現のため、管理監督者に対して、その役割と意識の徹底を図ること。
- 3 コンプライアンス研修計画を立案し、実施すること。

これに対し6月8日に財団より、業務改善勧告に対する改善報告書の提出がありました。

【業務改善報告書の主な内容】

1 財団で行う経理関係事務の総点検を行い、必要な改善を行うこと。

[改善報告]

(1) 実行委員会事務局を担う場合の経理事務の改善

実行委員会事務局を担当する職員とは別に、財団の業務管理を行うグループが印鑑の管理、金銭処理を行うとともに、毎月口座等のチェックを行います。

(2) 財団経理事務における伝票、関係証憑類と通帳の調査、点検

財団の経理事務が適正に執行されているか確認するため、財団事務局及び財団が所管する全施設の経理事務に関し、通帳から現金をおろして支払い、決済を行っている業務すべてについて点検しました。

その結果、確認件数は1,522件あり、問題はありませんでした。

(3) 財団の全施設、グループにおいて、現金を直接収受している業務に関する点検

財団が所管する全施設、グループにおいて現金（当日券の売り上げ、付帯設備利用料金等）を扱う場合の対応、チケットの管理方法、通帳・印鑑の管理及び支出方法を点検しました。

その結果、各施設に経理規程及び経理規程施行要綱に沿った管理が行われていました。

2 財団としての適切な内部統制実現のため、管理監督者に対して、その役割と意識の徹底を図ること。

[改善報告]

平成22年7月から管理監督の立場にあるグループ長及びリーダーに対して、内部統制の役割や重要性を確認するための研修を実施します。

研修内容

内部統制研修、マネージメント研修、コーチング研修、育成面談力向上研修
職場診断研修、コミュニケーション研修、チームワーク強化研修

3 コンプライアンス研修計画を立案し、実施すること。

[改善報告]

平成22年6月15日、17日、22日に、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施します。

研修内容

「コンプライアンスは何か」を基礎から学び、コンプライアンスマインドの醸成と職業に対する誇り、やりがいを高めることを目的とした研修。

(2) 市民局外郭団体緊急業務監察の実施

横浜市芸術文化振興財団での職員の不正行為の発覚を契機として、外郭団体における同様の業務の状況、実態を把握し、必要があれば改善を行い、今後の再発防止を図るため、局所管のすべての外郭団体（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、財団法人横浜市体育協会及び財団法人横浜市男女共同参画推進協会）を対象とした緊急業務監察を実施しました。

【緊急業務監察の実施及び結果の概要】

1 対象及び年度

実行委員会形式の事業において外郭団体の職員がその経理事務等に関与しているもの（2団体8事業）。※財団法人横浜市男女共同参画推進協会は該当事業なし
平成17年度～21年度（継続事業は過去5年間まで遡り）

2 監察日

平成22年5月21・24・25・27・28日（5日）

3 監察結果及び改善指摘・指導事項

(1) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（2事業）

ア 監察結果

不正行為が行われた「横濱ジャズプロムナード 2009」以外は、経費の私的流用の事実はなく、収入支出の金額は適正でした。

イ 主な改善指摘事項

(ア) 収入伝票、支出伝票は、適切な決裁を受けて処理すること。

(イ) キャッシュカードは廃止すること。

(ウ) 通帳、印鑑は権限のある者が適切に保管するなど、担当者が一人で支出できる状態を絶対に作らないこと。

(エ) 仮払、立替払を毎月確認し、速やかに解消又は精算すること。

(オ) 管理監督者は、適時決裁し、伝票、通帳等を必ず確認し、収入支出の状況を把握すること。また、内部けん制体制についても工夫すること。

(2) 財団法人横浜市体育協会（6事業）

ア 監察結果

すべての事業において、経費の私的流用の事実はなく、収入支出の金額は適正でした。

イ 主な改善指導事項

(ア) その年度限りの事業であっても、経理規程等を整備し、適正な経理処理を行うよう努めること。（1事業）

(イ) 現金は、できる限り当日又は翌日に金融機関に預け、保管期間を短縮するよう努めること。（2事業）

4 改善指摘・指導事項への対応

各団体へ通知し、改善を要請します。

4 添付資料

記者発表資料（5月18日）

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

(公財)横浜市芸術文化振興財団職員による不正行為について

1 概要

平成21年10月10日(土)から11日(日)に開催された『横濱ジャズプロムナード2009』(主催:実行委員会 委員長:西丸與一)に係る経費のうち、一部に使途不明金があることが判明しました。

同事業の事務局については、(公財)横浜市芸術文化振興財団が担当していますが、この業務に従事していた財団職員(31歳、男性)が、経費の一部を私的に流用していたもので、使途不明金の合計額は、12,299,761円(内訳は、チケット売上金の流用7,043,922円、実行委員会運営経費の流用5,255,839円)です。

財団としては、当該職員を本日付けで懲戒免職とし、警察への告訴の準備を進めています。

なお、当該職員は、「流用した費用については、今後、必ず弁済する。」との文書を提出し、本日現在5,000,000円を弁済し、残額も速やかに弁済すると申し出ております。

2 経緯

5月6日(木) 財団事務局あて当該職員から「退職届」が届けられ、さらに「出勤する気も、家に帰るつもりもない。」とのメールが着信し、その後行方不明となりました。その際、「横濱ジャズプロムナード実行委員会通帳」が不明であることが判明しました。銀行届出印があることから、銀行から出入金記録を取り寄せ、内容の調査を開始しました。家族と連絡を取り、行き先の心当たりなど情報の共有を図りました。

5月10日(月) 警察に対応を協議し、家族と相談して捜索願を出すよう助言を受けました。

5月11日(火) 家族が住所地の警察署に捜索願を提出しました。
午後8時、当該職員が自宅に帰宅したとの連絡が家族からありました。財団事務局長が電話で本人と接触し、本人は明日から出勤し、事情を話すと約束しました。

5月12日(水) 当該職員が出勤し、謝罪しました。

5月13日(木) 当該職員を呼び、詳細の聞き取り調査を行いました。その結果、チケット売上金が入金される口座から、私的に流用したことを認めました。また、実行委員会運営経費の口座についても一部不明な支出があることが判明し、詳細については適正に支出された手続きと突合することによって精査することとしました。
上記の事実について記載した文書を作成し、当該職員は確認のうえ署名捺印しました。あわせて、当該職員は「今後必ず弁済する。」旨記載しました。

5月14日(金) 不適切な流用が明らかになったことから、財団において役員会を開催し、当該職員の懲戒免職、管理監督の立場にある職員の懲戒減給及び警察への告訴の準備を進めることとしました。
実行委員会経費の口座についての調査を進めました。

(裏面あり)

- 5月15日(土) 当該職員を呼び、引き続き調査を進めました。その結果、私的に流用した額の合計額が、12,299,761円であることが判明し、その旨文書を作成し、当該職員は確認のうえ署名捺印しました。
- 5月16日(日) 当該職員が担当した過去の「横濱ジャズプロムナード」及び財団が実行委員会事務局を担っている他の事業について調査を実施しました。
- 5月17日(月) 前日の調査を継続し、不適切な支出はないことを確認しました。各施設の長等を緊急召集し、経過の周知と金銭関係業務の見直し・点検を厳格に行うよう強く指示しました。財団役員、関係者、支援していただいている方々にご説明し、ご理解をいただく努力を行いました。本件の顛末を横浜市に報告しました。
- 5月18日(火) 引き続き、ご説明、ご理解をいただく努力を継続しました。所要の手続きを経て当該職員を懲戒免職するとともに、管理監督の責務のある幹部職員を処分しました。

3 きっかけ及び使途

個人的な債務があり、そのため借入れ（銀行のカードローン）が増加し、その返済に追われる中で、同事業の口座に手を出してしまいました。使途としては、債務の返済に充てるつもりで、「競馬」につき込んだものです。

4 原因

管理監督者が、進捗状況の確認や情報の共有化を怠り、不適切な状況を見逃すなどその責任を果たしていなかったことが原因です。

この事業のように、財団が実行委員会事務局として経費を扱う事業については、通帳及び印鑑の保管や収入、支出の決裁に関する規程がありますが、その規程どおりに事務が執行されず、その様な状態をチェックすることを怠ったためです。

5 再発防止

- ・ 実行委員会業務の経理処理の厳格化とともに、ダブルチェックの仕組みや第三者による随時の立ち入り監査などのチェック体制の強化を検討します。
- ・ 財団職員に対するコンプライアンス向上のための研修を行います。
- ・ 外部専門家による調査委員会等を設置し、業務の点検、再発防止策の策定などを行います。

6 処分内容

当該職員	懲戒免職
管理監督者	
財団プロデューサー（実行委員会事務局次長）	減給十分の一 3ヵ月
財団事務局長	減給十分の一 1ヶ月
当時の財団協働推進グループ長	同 上
当時の財団業務管理グループ長	同 上